

りょういくてちょう

つか

療育手帳をお使いのみなさまへ

へいせい ねん がつ にち

平成29年4月1日から

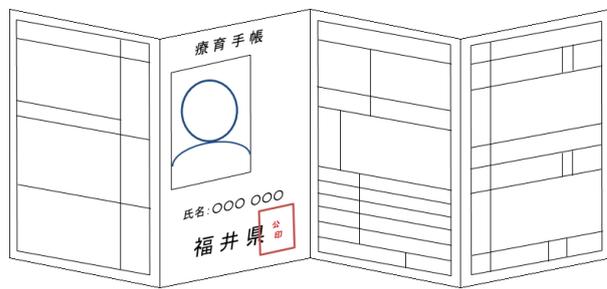
ふくいけん りょういくてちょう あたら

福井県の療育手帳が新しくなります

◆か どういうふうに変わりますか？

した ず てちょう
下の図のような手帳になります。

あたらし はんていけっか いんさつ
いちばん新しい判定結果だけが印刷されます。



新しい療育手帳

手帳カバーに
入れて使います



療育手帳カバー

へいせい ねん がつ にちいこう りょういくてちょう こうしん
平成29年4月1日以降に療育手帳を更新するときは

かならず写真(しゃしん たて よこ
縦4cm×横3cm)をご用意ください。

◆いま てちょう 今までの手帳はどうしたらいいですか？

つぎ こうしん いま てちょう つか
次の更新までは今までの手帳をお使いください。

こうしん ひつよう あたら てちょう か
更新の必要はないけれど新しい手帳に変えたいときは、

す しまちやくば さいこうふしんせい
お住まいの市町役場に再交付申請してください。

◆こうふ はんていきかん 交付・判定機関

- 18歳以上：総合福祉相談所障害者支援課
[TEL]0776-24-5135
- 18歳未満：**嶺北** 総合福祉相談所判定課
[TEL]0776-24-5138
- 嶺南** 敦賀児童相談所
[TEL]0770-22-0858

◆と あ しんせいさき お問い合わせ・申請先

す しまちやくば たんとうふくしか
お住まいの市町役場の担当福祉課に
ておたずねください。